MIKURA.SR-OFFICE　MONTHY REPORT

MI・KU・RE・PO

2026.11

労働社会保険制度をめぐる法改正、人事労務管理のトレンドを正射必中します

【特集】社会保険料の調整制度

10月より短時間労働者の社会保険料に対する調整制度（負担軽減特例制度）がスタートします。来年施行される「社会保険の適用拡大」の先駆けとなる制度です。最低賃金の引き上げも絡む制度について詳細を解説します。

1.対象となる企業：①・②のいずれかの会社

① 2026年10月1日以降、労使の合意によって新たに「2.対象となる従業員」の加入基準による社会保険の適用拡大を選択した企業（任意特定適用事業所）
② 2027年10月1日以降、被保険者数に応じて、下記の時期に社会保険の適用拡大の対象となる企業

対象時期	2027年10月～	2029年10月～	2032年10月～	2035年10月～
被保険者数	36～50人	21～35人	11～20人	10人以下

2.対象となる従業員：以下の3つの条件全てを満たす短時間労働者

● 週の所定勤務時間が20時間以上　● 標準報酬月額（月給）が12.6万円以下　● 学生でない

3.社会保険料軽減の特例措置の内容　会社が従業員負担分の一部を肩代わりした社会保険料を免除

【イメージ図：標準報酬8.8万円の場合】

軽減措置（緑色25%分が免除）

事業主負担分は実質50%のまま
将来の年金額も減額しない

ここがポイント

● 調整期間と負担割合

保険料調整制度を利用した場合、申出てから最長で**3年間**軽減特例を受けることができます。ただし最後の1年間は軽減割合が半減します。

また軽減割合も標準報酬月額によって異なります。

【負担軽減割合（一部抜粋）】

標準報酬月額	8.8万円	12.6万円
従業員：会社（1.2年目）	25：75	48：52
従業員：会社（3年目）	37.5：62.5	49：51

労務Room Q & A

Q　保険料調整制度を利用ためには、どのような手続きが必要ですか？

A　「保険料調整開始申出書」を管轄の年金事務所に持参または事務センターに郵送します。

申出期限は調整制度が利用可能となった日から**2年以内**です。

上記「1.対象となる企業」の①の場合は、先に任意特定適用事業所になるための手続が必要となります。

知るも知らぬも　今月のトピックス

調整制度の採用の判断基準は？

社会保険料の調整制度を自社で導入する場合に考慮するポイントは「導入する時期」になります。前面のとおり申出期限（適用から2年以内）があるため、短期的には最も効果的なタイミングで利用したいところでしょう。

導入するタイミングは社内状況だけではなく、外部要因も意識しておく必要があります。今年度も10月に最低賃金が引き上げられていますが、事業場ごとに適用される時期まで様子見していると、実質的に対象となる標準報酬月額の対象者がいなくなる可能性もあります。

その一方で、中長期的な視点も不可欠です。本来の適用時期より前倒しして任意特定適用事業所となって軽減特例を受けたとしても、適用される期間は最長で3年です。とくに法定の適用拡大の時期より前倒しして任意適用特例事業所を選択した場合には、調整期間が終了した後の社会保険料のトータルコストも事前にシュミレーションしておく必要があるでしょう。

さらに、そもそもの話をすれば調整制度を導入すると毎月の給与計算業務にも影響します。軽減対象者の選別に始まり、個別の軽減率確認や軽減期間のスケジュール把握、給与と賞与の料率管理など、タスクが大幅に増えることになります。

調整制度の導入の可否は、可視化しにくい労務コストも踏まえた精査が必要です。

【 魚くん探知記 】 今月の一尾

馬面剥　：　ウマヅラハギ

面長のカワハギということで命名されました。

カワハギには鱗がなく皮膚がザラザラしているため、文字通り皮を剥いで調理します。

雑食性で、なかでもクラゲが好物です。そのためか日本海でエチゼンクラゲが大量発生したときにはウマヅラハギも豊漁だったとか。

関西や瀬戸内では「博打魚」の異名をもちます。博打に負けて身ぐるみ**剝が**されることに掛けて名がついたようです。

身は淡白で低カロリー。鍋の食材にうってつけです。肝も「海のフォアグラ」といわれるほど旨味が凝縮しています。

冬はその美味しさに頬も落ちんばかりに**剝が**されて**馬面**になるでしょう。

【 一 劇 必 撮 】 今月の一枚

飯高壇林

発　行

Mikura Labor & Social Security Attorney Office
みくら社会保険労務士事務所
〒151-0053
東京都渋谷区代々木1-30-14
天翔代々木ANNEXビルB1F
TEL：03-3370-3733
FAX：03-6300-4740
URL：https://www.mikura-sr.com

mobile
website

個人情報の保護に敏感です

SRPII認証事務所

SECURITY ACTION
自己宣言者

電子申請・情報セキュリティ
宣言事務所